

がっこつ え し がっこつこつずい えん 薬剤に関連する顎骨壊死・顎骨骨髓炎

英語名: Medication-related osteonecrosis/osteomyelitis of the jaws (MRONJ)



A. 患者の皆様へ

ここで紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるものではありません。ただ、副作用に気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師、歯科医師または薬剤師に連絡してください。

骨粗鬆症や悪性腫瘍(がん)の骨病変などに使用される薬剤により、顎骨壊死・顎骨骨髓炎がみられることがあり、近年増加傾向にあります。抜歯などの歯科処置後に症状が明らかになることもあります。特にきっかけなく起こることも珍しくありません。次のような症状がみられた場合には、放置せずに医師・歯科医師・薬剤師に相談してください。

「歯やあごが痛い」

「歯茎やあごが腫れている」

「歯がぐらついている」

「唇の周りがしびれる」

「歯を抜いた後の治りが悪い」(写真1)

「歯茎から硬いもの(骨)が出ている」(写真2)

「歯茎に膿がたまっている」(写真3)



写真1：歯を抜いた後の治りが悪く、膿が出ている。



写真2：下の奥歯の裏側に骨が出ている。



写真3：歯茎が腫れ、膿がたまっている。

1. 薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎とは？

顎骨壊死とは、あごの骨の組織が局所的に死滅し、骨が腐った状態になることで、顎骨骨髓炎とは、口の中にもともと生息する細菌があごの骨にまで感染し炎症を生じている状態になることです。顎骨壊死・顎骨骨髓炎の原因として、むし歯や歯周病の進行、あご周辺への放射線治療、薬剤の副作用などがありますが、このうち、薬剤が原因となって生じる顎骨壊死・骨髄炎を総称して薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎と呼びます。

2. 薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎を引き起こす可能性のある薬剤は？

悪性腫瘍(がん)の骨病変や骨粗鬆症などの治療に使用される、①ビスホスホネート系薬剤、②抗 RANKL 抗体薬剤（デノスマブ薬剤）が主な薬剤ですが、その他にも血管新生阻害薬や免疫抑制薬などでも発症が報告されています。

① ビスホスホネート系薬剤

- ・ 多発性骨髄腫や固形癌骨転移の骨病変に対する高用量投与（注射薬）
- ・ 骨粗鬆症に対する低用量投与（主に経口薬、一部注射薬）

② 抗 RANKL 抗体薬剤（デノスマブ薬剤）

- ・ 多発性骨髄腫や固形癌骨転移の骨病変、骨巨細胞腫に対する高用量投与（注射薬）
- ・ 骨粗鬆症や関節リウマチに対する低用量投与（注射薬）

具体的な薬剤の名前は、本マニュアルの 41 ページで確認してください。

3. 薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎の症状

薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎は、無症状の場合もありますが、初期症状として、歯やあごが痛む、歯茎やあごが腫れる、歯がぐらつくなどの症状が出現します。その後、歯ぐきから膿がでたり骨が露出す

るなどの症状が生じます。進行すると唇の周りが痺れることもあります。このような症状がみられた場合には、放置せずに医師・歯科医師・薬剤師に相談してください。

薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎のリスクを高める因子として、糖尿病、自己免疫疾患、人工透析、骨系統疾患などの治療を受けている場合、重度の貧血や喫煙、飲酒、肥満などが報告されています。また、口腔内の環境因子として、口腔衛生状態の不良や歯周病、進行したむし歯、抜歯、インプラント周囲炎、合わない入れ歯などが挙げられます。

4. 薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎の予防と対処法

薬剤関連顎骨壊死・顎骨骨髓炎の発症頻度は高くありませんが、発症すると治療が困難な場合もあります。顎骨壊死・顎骨骨髓炎を生じる可能性のある薬剤投与を受ける前に、むし歯や歯周病の治療、抜歯などの歯科治療を受けることが、顎骨壊死・顎骨骨髓炎の発症予防に効果的であると報告されています。また、薬剤投与中も定期的に歯科を受診し、歯ぐきの状態のチェックを受け、ブラッシング（口腔清掃）指導、歯石の除去、入れ歯の調整などを受けることが大切です。

※医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

※独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります（対象除外医薬品による健康被害など、救済給付の対象にならない場合もあります）。

(お問い合わせ先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓口

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

電話:0120-149-931(フリーダイヤル)[月~金]9時~17時(祝日・年末年始を除く)